

「課題設定型産業技術開発費助成事業」  
事務処理マニュアル補足事項  
(バイオものづくり革命推進事業用)

2023年12月



国立研究開発法人

新エネルギー・産業技術総合開発機構

New Energy and Industrial Technology Development Organization

## はじめに

### <本誌の位置づけ>

バイオものづくり革命推進事業(以下、「本事業」という)では、多様な原料と多様な製品を出口としたバイオものづくりのバリューチェーンの構築に必要な技術開発や社会システム実証を行い、バイオものづくりへの製造プロセスの転換とバイオものづくり製品の社会実装を推進し、ひいては我が国の産業競争力の強化と社会課題解決を実現します。具体的には、バイオものづくり原料の調達のための技術開発やシステム実証を行うとともに、バイオものづくりの付加価値の源泉を握る微生物等改変プラットフォームの育成や微生物等の改良技術の開発、量産化のための製造技術開発・実証等を行います。経済産業省 商務・サービスグループでは、「バイオものづくり革命推進事業 研究開発計画」を策定し、本事業の実施、成果最大化に向けた仕組みや実施体制等を規定しています。NEDO では助成事業の交付に際して「バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程」を定めています。

本紙「補足事項」は、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル(2023年度) (以下、「助成事業マニュアル」)に記載されている内容について、以下の事業を実施する場合に限り、運用が異なる部分を説明したものです。

なお、助成事業マニュアルにおいて、「課題設定型産業技術開発費助成事業」は「バイオものづくり革命推進事業」と読み替えることとし、助成事業マニュアルに記載されている内容よりも、原則として本紙の内容を優先させていただきますのでご注意ください。

### **助成事業マニュアルに記載されている内容との差異は本紙の下線部となります。**

なお、委託事業にかかわる補足事項は「委託業務事務処理マニュアル補足事項」を、委託事業(大学・国立研究開発法人等)にかかわる補足事項は「委託業務事務処理マニュアル補足事項(大学・国立研究開発法人等用)」をご参照ください。

#### **【本補足事項が適用される事業】**

・バイオものづくり革命推進事業

(2023年9月より運用開始)

本補足事項について、ご不明点等がありましたら、以下までお問い合わせください。

材料・ナノテクノロジー部 バイオものづくり基金事業推進室

E-mail : bio\_revolution\*nedo.go.jp (「\*」記号を、「@」に置き換えてください。)

<目次>

<目次>	4
<記載例・参考例一覧>	4
<b>I. 課題設定型産業技術開発費助成事業の概要</b>	<b>5</b>
8. 事業化状況報告・収益納付	6
9. 助成事業の基本的な実施体制	6
12. 単年度交付と複数年度交付	7
14. 助成事業の適正な実施	8
<b>II. 交付申請に関する事務手続</b>	<b>9</b>
2. 交付の申請について	9
<b>III. 事業内容の変更に関する事務手続</b>	<b>13</b>
1. 事業内容の変更	14
7. 事業戦略ビジョンの変更	15
<b>IV. 経理処理について</b>	<b>16</b>
2. 経費計上の注意点	16
3. 経理処理に当たっての注意点	17
<b>X. 助成金の支払</b>	<b>18</b>
1. 支払の種類	18
<b>X I. 研究成果の発信</b>	<b>18</b>
1. NEDO助成事業における研究成果の発信について	18
<b>X II. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録</b>	<b>19</b>
1. NEDOプロジェクトマネジメントシステムの概要	19
<b>X III. 助成事業終了後の手続等</b>	<b>20</b>
2. 事業化状況報告・収益納付	21
<b>XIV. 交付規程</b>	<b>23</b>
<b>X V. 様式</b>	<b>24</b>
<b>参考資料</b>	<b>74</b>

<目次> :助成事業マニュアル p i ～p iii

<中略>

## I. 課題設定型産業技術開発費助成事業の概要

<中略>

### 8. 事業化状況報告・収益納付

<中略>

## III. 事業内容の変更に関する事務手続

<中略>

### 7. 事業戦略ビジョンの変更

<中略>

## XIII. 助成事業終了後の手続等

<中略>

### 2. 事業化状況報告・収益納付

<以下略>

<記載例・参考例一覧> :助成事業マニュアル p iv

## 1. 助成金交付申請の提出書類

<中略>

### (3) 事業戦略ビジョン(添付資料2)

<中略>

## 8. 実績報告書

<中略>

### (8) バイオものづくり革命推進事業費助成金に係る事業化状況報告書(様式第20)

## I. 課題設定型産業技術開発費助成事業の概要

1. 「助成金」「助成事業」とは P. 2
2. 助成事業の根拠法令等 P. 2
3. 本事業の目的・助成先の義務 P. 3
4. 助成事業で取得した財産の取り扱い P. 3
5. 圧縮記帳 P. 3
6. 既存のNEDO研究資産の使用について P. 3
7. 助成事業の成果(知的財産権等)の帰属 P. 4
8. 事業化状況報告・収益納付 P. 4
9. 助成事業の基本的な実施体制 P. 4
10. 交付申請の流れ P. 5
11. 助成事業の内容の変更 P. 6
12. 単年度交付と複数年度交付 P. 6
13. 助成金の支払 P. 8
14. 助成事業の適正な実施 P. 9

## II. 交付申請に関する事務手続

## III. 事業内容の変更に関する事務手続

## IV. 経理処理について

## V. 機械装置等費

## VI. 労務費

## VII. その他経費

## VIII. 委託費・共同研究費

## IX. 検査

## X. 助成金の支払

## X I. 研究成果の発信

## X II. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録

## X III. 助成事業終了後の手続等

## X IV. 交付規程

## X V. 様式

# I. 課題設定型産業技術開発費助成事業の概要

< 中略 >

## 8. 事業化状況報告 (バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程 第24条)・収益納

付 (バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程 第25条) : 助成事業マニュアル p4

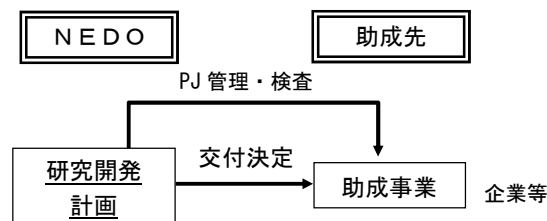
助成先は交付規程に基づき、助成事業の完了年度の翌年度以降5年間は、事業化状況報告書の提出および収益納付の義務が課せられます。詳細につきましては、「XⅢ. 2. 事業化状況報告・収益納付」をご参照ください。

## 9. 助成事業の基本的な実施体制 : 助成事業マニュアル p4

< 中略 >

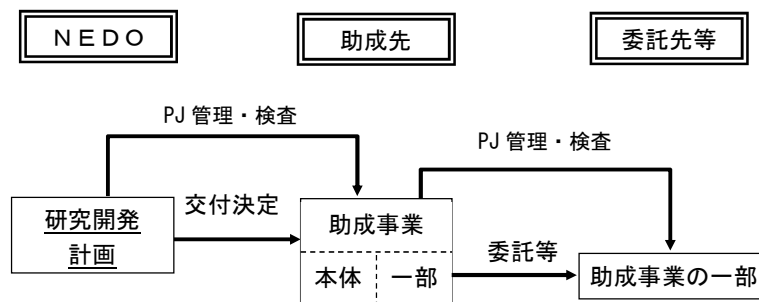
### (1) 助成先が単独で事業を実施する場合

助成先が、単独で事業を実施するケースです。



### (2) 助成先が事業の一部を委託または共同研究する場合

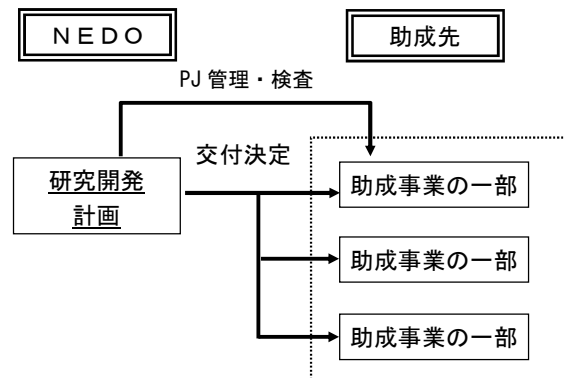
助成先が、事業の一部を第三者に委託または共同研究(以下、「委託等」という)を実施するケースです。



< 中略 >

(3) 複数の助成先が共同で申請する場合 : 助成事業マニュアル p5

複数の助成先が、それぞれの明確な分担関係をもって、対等な立場でNEDOの助成事業を行う場合に、共同で交付申請して、事業を実施するケースです。



## 12. 単年度交付と複数年度交付

< 中略 >

(3) 複数年度交付の実施計画書の考え方 : 助成事業マニュアル p7

< 中略 >



また、交付決定以降、プロジェクト担当部と協議の上、事業全体額の変更を行うことができます。



## 14. 助成事業の適正な実施 :助成事業マニュアル p11

< 中略 >

### (6) 経理責任者による適切な経費の使用の確認

助成先は、助成事業の実施に要する経費を適切に使用するため、実施計画書に定められた経理責任者が「バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程」の(別記2)「誓約事項」を遵守して、適切な経費の使用を行うようにしてください。

### (7) 取組状況の確認と改善

助成先は、経済産業省 産業構造審議会 商務流通情報分科会 バイオ小委員会 バイオものづくり革命推進ワーキンググループ(WG)による事業取組状況の確認等のため、「マネジメントシート」を提出してください。また、マネジメントシートは、企業秘密を除き、その内容を公開します。なお、WGより改善の取組を依頼する場合があります。具体的な対応内容については、NEDOプロジェクト推進担当部の指示に従ってください。

### (8) WGおよび社会実装・技術推進委員会による運営

助成先の企業の経営層は、毎会計年度WGへ出席し、「研究開発計画」で定められた項目のほか、事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明して、WGによる評価を受けます。また、助成先は、NEDOが設置する社会実装・技術推進委員会による取組状況の確認・助言又は継続・中止に係る審査を受けていただきます。助成先は、WGや社会実装・技術推進委員会による取組状況の確認等による結果に基づき、NEDOからの指示に従ってください。

※ WGおよび社会実装・技術推進委員会の位置づけを、(別添1)に示します。



## Ⅱ. 交付申請に関する事務手続

### 2. 交付の申請について :助成事業マニュアル p14

< 中略 >

#### (1) 提出書類一式

< 参照箇所 >

① 助成金交付申請書	様式第1	P.19
② 助成事業実施計画書	添付資料1	P.21
③ <u>事業戦略ビジョン</u>	添付資料 2	

< 以下略 >

(様式第1)

社内文書番号がある場合は記入してください。  
無い場合は削除してください。  
提出日を記載してください。

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

- ・代表者名には、役職・氏名を記載してください。
- ・代表者は会社の代表権のある方とします。
- ・共同申請の場合、申請者毎に作成してください。

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

年度バイオものづくり革命推進事業費助成金交付申請書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、バイオものづくり革命推進事業費助成金の交付を受けたいので、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程 第7条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

<以下略>

## 助成事業実施計画書

### 1. 実施計画の細目

#### (1) 事業目的及び目標、事業による効果

##### ① 事業目的

マーケットの現状及び将来の規模、競争環境等について具体的かつ簡潔に説明してください。

##### ② 事業目標

技術開発の目標と現状の水準との対比を数値で記入するなど、具体的かつ簡潔に説明してください。この目標が妥当であることを記載してください。また、国内外の技術動向や既存の技術との関連等について、具体的かつ簡潔に説明してください。

さらに、経済産業省が策定したバイオものづくり革命推進事業の研究開発計画を達成するために研究開発計画と技術開発テーマとの関係ならびに技術開発テーマがもたらす設定された目標の達成に対する有効性について、できるだけ定量的に記述してください。共同申請の場合、それぞれの理由等を明示してください。

<以下略>

(添付資料2)

:助成事業マニュアル p30～32

事業戦略ビジョン

<以下略>

↓↓↓

※ (添付資料2)企業化計画書の代わりに、(添付資料2)事業戦略ビジョンを使用します。

- I. 課題設定型産業技術開発費助成事業の概要
- II. 交付申請に関する事務手続

### III. 事業内容の変更に関する事務手続

- 1. 事業内容の変更 P. 34
- 2. 計画変更承認申請書による場合 P. 35
- 3. 計画変更届出書による場合 P. 35
- 4. 複数年度交付における限度額変更手続 P. 36
- 5. 代表者等(代表者、住所、法人名称)の変更 P. 37
- 6. 法人再編に伴う助成事業の承継手続 P. 37
- 7. 事業戦略ビジョンの変更 P. 39

- IV. 経理処理について
- V. 機械装置等費
- VI. 労務費
- VII. その他経費
- VIII. 委託費・共同研究費
- IX. 検査
- X. 助成金の支払
- X I. 研究成果の発信
- X II. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録
- X III. 助成事業終了後の手続等
- X IV. 交付規程
- X V. 様式

### Ⅲ. 事業内容の変更に関する事務手続

#### 1. 事業内容の変更 : 助成事業マニュアル p34

助成事業の内容に変更がある場合には、事前にプロジェクト担当者までご相談ください。変更に係る手続は、「計画変更承認申請書」(様式第7)、「計画変更届出書」(様式第8)による場合の2種類があります。変更内容によって、以下の手続が必要になります。

手続の種類		変更内容(例)
計画変更承認申請書による場合	交付決定(変更)	助成事業の金額または期間の変更がある場合(申請書の記名者は代表者) ① 助成対象費用および助成金の額を変更する時(最終会計年度及びNEDO中長期計画*における最終年度に係る限度額を減じる場合であって、NEDOが指示する時を除く) ② 助成事業の期間を変更する時
	変更承認	助成事業の「主要な変更」がある場合 ① 研究開発の主要な目標、内容または方法を変更する時(事業戦略ビジョンの主要な変更を行う時を含む: 事業戦略・事業計画の変更、組織内体制図の変更、代表者の変更等) ② 複数年度交付における限度額を変更する時(前倒し、後倒し) ③ 研究体制スキームを変更する時(委託先等を追加または変更する時を含む) ④ 助成対象費用および助成金の額を変更する時(最終会計年度及びNEDO中長期計画*における最終年度に係る限度額を減じる場合であって、NEDOが指示する時に限る)
計画変更届出書による場合		実施計画等に「軽微な変更」がある場合 ① 費目Ⅰ～Ⅲの経費を新規に追加する時 ② 助成対象費用の費目Ⅰ～Ⅲの年度限度額合計の50%を超えて、費目間の経費の配分を変更する時 ③ 助成金の総額は変更せず、委託先・共同研究先の契約金額を変更する時 ④ 主任研究者、研究員または経理責任者を変更する時(減員は除く) ※ 主任研究者を変更する時は、研究経歴書(C.V.)を提出していただくことがあります。 ⑤ 登録研究員(委託先等を含む)の労務費の計上方法(研究員の区分)を変更する時 ⑥ エフォート専従者のエフォートを変更する時 → 「エフォート証明書」(P. 92)を添付してください。 ⑦ 委員会の委員長の変更または委員会委員の増員、交替を行う時 ⑧ <u>事業戦略ビジョンの軽微な変更を行う時(組織体制図における代表者以外の担当者の変更、その他軽微な修正等)</u>

※: NEDO中長期計画とは業務委託契約約款第11条第4項第三号における「中長期計画」のことで。

<以下略>

## 7. 事業戦略ビジョンの変更 (バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程 第23条)

助成先において、経営環境または経営体制に著しい変化が予定され、交付申請書に添付した「事業戦略ビジョン」を変更する場合は、速やかにその変更内容をプロジェクト担当部へ申し出てください。

「事業戦略ビジョン」の主要な変更を行う場合は、経済産業省 産業構造審議会 商務流通情報分科会 バイオ小委員会 バイオものづくり革命推進ワーキンググループ(WG)による議論を経た上で、プロジェクト担当部へ「計画変更承認申請書」(様式第7)を提出して承認を受けてください。

「事業戦略ビジョン」の軽微な変更を行う場合は、プロジェクト担当部へ「計画変更届出書」(様式第8)を提出してください。

変更内容の申し出に際しては、当該助成事業の研究結果が、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等を通じて、我が国の経済活性化の実現にどのように資するかという観点を踏まえて説明していただきます。なお、必要に応じてプロジェクト担当部から改善を求める場合があります。

また、企業間の合併・買収および統廃合、分社化等の会社再編を伴う場合は、別途、「6. 法人再編に伴う助成業務の承継手続」が必要となります。

※ 事業戦略ビジョンの様式を、(添付資料2)に示します。

<以下略>

## IV. 経理処理について

### 2. 経費計上の注意点

<中略>

(3) 留意点 : 助成事業マニュアル p44

- ① 助成の対象となる費用は、助成事業に直接必要な経費に限るため、例えば以下の経費は対象外となります。
    - ア. 経理事務に従事する場合の労務費および経理事務のために発生した経費
    - イ. NEDOの検査受検時の経費
    - ウ. 委託先等の検査に係る経費
    - エ. 経済産業省またはNEDOとの研究開発に直接関係のない事務的な打ち合せに係る経費
    - オ. 金融機関への振込手数料、代引き手数料、学会登録料、為替差損、特許出願に係る経費(プロジェクト担当部が認めるものを除く)、公租公課、損害保険 等
  - ② 送料が調達価格と別立になっていない場合および海外物品等の調達の際に発生し得る関税は、調達に係る付帯経費として該当する費目に含めて構いません。  
(送料がスポット的に発生する場合、または新たに消耗品等を調達する際に調達価格と別立になっている場合には、運送費に計上します。VII. 4. (7) 運送費(P. 109)参照)
  - ③ バイオものづくり革命推進事業では、「経理責任者」の経理業務に係る労務費、旅費等の経費について計上することが可能です。委託先等の検査に係る経費については計上できません。なお、経理責任者の労務費を計上する場合は、研究体制表の「登録研究員」としても登録して、計上区分の◆(エフォート専従者)または□(時間単価適用者)を選択してください。その際、「主な担当事業内容」に「経理責任者として従事」と記載してください。また、エフォート専従者の場合は、「エフォート証明書」の提出が必要です。
  - ④ バイオものづくり革命推進事業において、経理責任者は、助成事業実施計画書に記載する適正な経費の使用の確認を行うために、「業務実施者」を選任し必要な体制整備を図るようにしてください。また、業務実施者の経理業務に係る労務費、旅費等の経費について計上することが可能です。その場合、研究体制表の「登録研究員」として登録して、計上区分の◆(エフォート専従者)または□(時間単価適用者)を選択し、「主な担当事業内容」に「業務実施者として従事」と記載してください。エフォート専従者の場合は、「エフォート証明書」の提出が必要です。
- ※ 業務実施者:助成事業実施計画書に記載する適正な経費の使用の確認を行うために経理責任者が選任します。なお、登録研究員や研究補助員(以下「登録研究員等」という。)ならびに登録研究員等が指導、監督、監査等を行う者を業務実施者に選任することはできません。

<以下略>



### 3. 経理処理に当たっての注意点

< 中略 >

(5) 助成事業の遂行により生じる副生物等について : 助成事業マニュアル p47

助成事業を遂行する中で、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品、金属等の有価物が副生物として発生する場合のほか、交付申請書の事業内容に計画されたユーザー評価のためのサンプル提供などにより、助成事業者に入収入が生じた場合は、当該収入を得るために要した経費の助成対象費用(細目)を選択し、「月別項目別明細表」に当該収入額(消費税抜額)を控除するように計上してください。なお、助成先は、助成事業期間中に研究開発に伴って副次的に発生した副生物による収入が見込まれる場合は、速やかにNEDOへ申し出てください。NEDOは、その副生物の処分の方法等について指示をします。

< 以下略 >

## X. 助成金の支払

### 1. 支払の種類 :助成事業マニュアル p142

助成金の支払には、「概算払」と「精算払」があります。NEDOは、必要があると認めるときは、助成期間の中途に助成事業の実施に要する経費の一部を助成先に支払います。これを「概算払」といいます。これに対し、助成期間完了後(確定検査完了後)に手続される最終の経費の支払を「精算払」といいます。「バイオものづくり革命推進事業」は補助金を財源としますが、「運営費交付金を財源とする事業」の手続に準じて概算払及び精算払を実施します。(NEDO中長期目標期間の最終年度を除く。)

<以下略>

## X I. 研究成果の発信

### 1. NEDO助成事業における研究成果の発信について

:助成事業マニュアル p150

NEDOの助成事業は公費を財源としているため、その成果については広く一般に高い関心もたれています。NEDOとしても積極的に成果の発信を行うことにより、この社会的要請に答えているところです。また、本事業では、成果を適切に発表又は公開するとともに、助成先のホームページ等を通じて国民に対して分かりやすい形で公開することで、助成事業の成果の意義や目標を情報発信し、社会全体の変革を促すメッセージを発信していくことを目指しています。

<以下略>

## X II. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録

### 1. NEDOプロジェクトマネジメントシステムの概要

:助成事業マニュアル p154

NEDO事業に採択された事業者は、「NEDOプロジェクトマネジメントシステム(以下「本システム」という。)」を利用し、Web上で各種申請や届け出等を行います。

また、大容量ファイルのやりとりは、本システムに付随する「情報共有機能」を用いて実施します。

なお、バイオものづくり革命推進事業における各種申請や届け出等は特別の取扱いが必要となる場合があるため、本システムの利用に関しては、NEDOプロジェクト担当者の指示にしたがってください。

#### (1) 本システムの利用について

本システムの利用にあたっては、事業毎に利用申請と契約の管理者＝契約等事務管理者を登録します。契約等事務管理者の登録には「NEDOプロジェクトマネジメントシステム利用申請書」の提出が必要です。

押印が必要なNEDOプロジェクトマネジメントシステム利用申請書は、書面で提出してください。

#### (2) 本システムで実施する各種申請、届出等について

事業実施にあたり必要な手続きとして、以下に示す①から⑥は、本システムを使用して作成、提出を行います。

①交付申請に係る手続き:交付申請書の様式ダウンロード及び申請、助成事業計画変更承認申請書、届出書等

②概算・精算払い:概算払い、精算払い

③検査:経費発生調書、月別項目別明細表等

④成果:研究発表・講演、論文等の登録

⑤資産管理・知財管理:取得財産登録、産業財産権等の登録

⑥事業終了後の利用:事業化状況報告、収益納付、産業財産権の登録

<以下略>

- I. 課題設定型産業技術開発費助成事業の概要
- II. 交付申請に関する事務手続
- III. 事業内容の変更に関する事務手続
- IV. 経理処理について
- V. 機械装置等費
- VI. 労務費
- VII. その他経費
- VIII. 委託費・共同研究費
- IX. 検査
- X. 助成金の支払
- X I. 研究成果の発信
- X II. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録

**X III. 助成事業終了後の手続等**

- 1. 処分制限財産の処分 P. 172
- 2. 事業化状況報告・収益納付 P. 176

- X IV. 交付規程
- X V. 様式

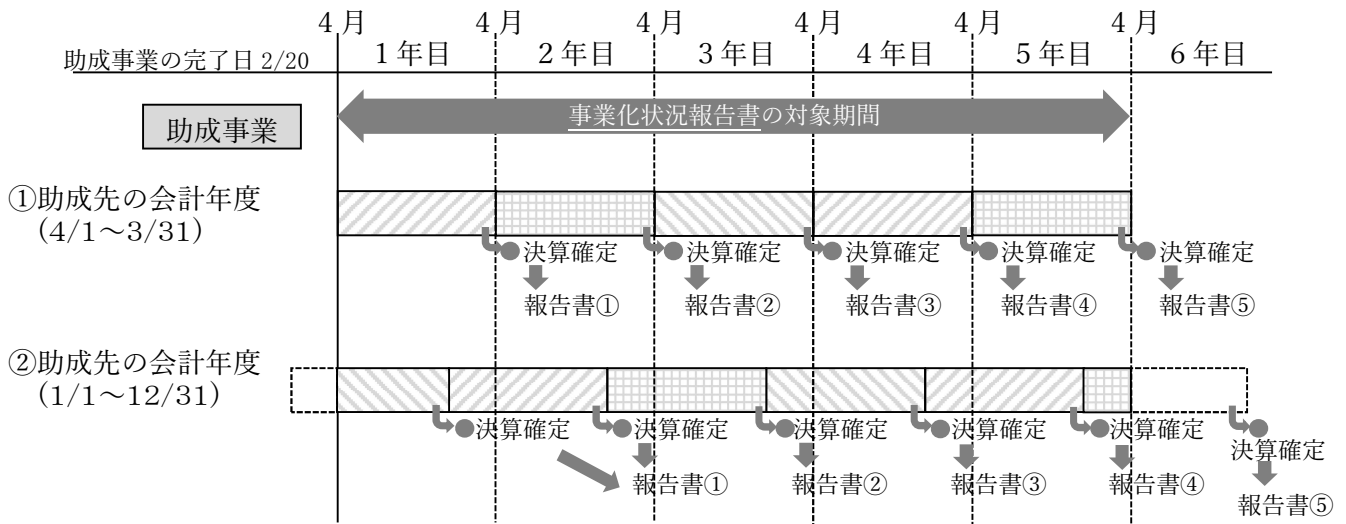
### XⅢ. 助成事業終了後の手続等

#### 2. 事業化状況報告・収益納付 :助成事業マニュアル p176

##### (1) 事業化状況報告書の提出について

助成先は、助成事業の完了年度の翌年度以降5年間、「事業化状況報告書」(様式第20)(P.180)をNEDOへ提出してください。事業化状況報告書は、当該助成事業に係る過去1年間の企業化状況について、助成先の毎会計年度決算確定後20日以内にNEDOへ提出してください。

提出時期については、助成先毎に会計年度が異なることから、例示として会計年度①4/1～3/31、②1/1～12/31を下図に示します。下図のように助成先の会計年度の関係上、第1回目分の報告対象期間が1年間に満たない場合には、助成先の翌会計年度分(第2回目分)と合わせて報告してください。(この場合、第1回目分は期間按分にて収益納付額を算定してください。対象期間が1年未満となる第5回目分も同様です。)



##### (2) 収益納付額の算定式について

企業化状況報告書により、助成先に助成事業に基づく収益があったとNEDOが認めたときは、助成先はNEDOの求めに応じて収益の一部を納付していただきます。収益納付額算出方法の概要は、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程(別記3)「収益納付額の計算方法」に記載のとおりです。なお、収益納付額は、助成金の確定額が上限となります。

<以下略>

##### (4) 中小企業を対象とした特例について :助成事業マニュアル p177

財務基盤が比較的脆弱なものが多いと考えられることを踏まえ、経営状況も考慮して収益納付を求めます。助成先がNEDO助成事業における中小企業の定義に該当し、事業化状況報告書の対象年度に赤字(営業利益、経常利益、純利益のいずれかが、単体決算で赤字の場合)を計上した場合には対象年度の収益納付を免除できることとします。

<以下略>

<参考例>

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金に係る財産処分報告書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、取得財産等を処分したいので、下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の名称

2 処分する財産の品目及び取得年月日

3 処分の内容及び処分期間

*転用(助成目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に行うもの)又は  
無償貸付(助成目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に行うもの)に限ります。*

*使用予定者との間で一時使用に係る管理協定を締結し、その概要を記載してください。また、  
無償貸付けの場合であっても、実費相当額の負担を求めることは妨げません。*

4 処分の理由

5 その他参考資料

事業番号:

※ (様式第20)「課題設定型産業技術開発費助成金に係る企業化状況報告書」  
の代わりに、X V. 様式に掲載するバイオものづくり革命推進事業の(様式第 20)  
「バイオものづくり革命推進事業費助成金に係る事業化状況報告書」を使用しま  
す。

#### XIV. 交付規程

※ 「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」の代わりに、「バイオものづくり  
革命推進事業費助成金交付規程」を適用します。

## X V. 様式

※ (様式第1)以降のすべての様式は、次ページ以降に示すバイオものづくり革命推進事業の様式を使用します。

なお、これらの様式については元の「助成事業マニュアル」の掲載ページ番号の付記、および元の様式に対する変更箇所の下線表示はしていません。



(様式第1)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金交付申請書  
(・・・助成事業名・・・)

上記の件について、バイオものづくり革命推進事業費助成金の交付を受けたいので、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第7条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の概要
- 3 助成事業の総費用 円
- 4 助成金交付申請額 円
- 5 補助率
- 6 助成事業の開始及び終了予定年月日  
開始年月日 年 月 日  
終了予定年月日 年 月 日
- 7 助成事業期間における資金計画  
(1) 収支計画

(単位：円)

	区分	年度	年度	年度	計
支出	助成事業に要する経費				
収入	I. 自己資金				
	II. 借入金				
	III. その他の収入				
	(小計)				
	IV. 助成金交付申請額				
	合計				

(2) 借入金等の調達方法

8 申請者の概要

(1) 申請者名 (法人番号)

(2) 資本金 千円

(3) 従業員数 (うち研究開発部門従事者数) 名 ( 名)

(4) 大企業・中堅・中小・ベンチャー企業の種別

(5) 会計監査人名

(6) 現在の主要事業内容 (主な製品等)

9 助成事業に係る連絡先

担当者所属

役職・氏名

郵便番号、住所

電話番号

FAX番号

Eメールアドレス

(注)

この申請書には、「助成事業実施計画書 (添付資料1)」及び「事業戦略ビジョン (添付資料2)」を添付すること。

(添付資料1)

## 助成事業実施計画書

### 1 実施計画の細目

(1) 事業目的及び目標、事業による効果

①事業目的

②事業目標

③事業による効果

(2) 事業概要

(3) 事業内容

### 2 実施計画

事業項目	N 1 年度				N 2 年度				N 3 年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期

### 3 研究開発体制等

(1) 研究開発体制図

(2) 助成先における研究体制 (別紙1)

(3) 委託先及び共同研究先における研究体制 (別紙1)

(4) 委員会等における外部からの指導又は協力者 (別紙1)

### 4 助成事業に要する費用の内訳等

(1) 全期間総括表 (別紙2)

(2) 助成先、研究分担先、分室総括表 (別紙2)

(3) 委託先、共同研究総括表 (別紙2)

(4) 項目別明細表 (別紙2)

(添付資料2)

## 事業戦略ビジョン

(国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現に努めるものとして、想定範囲で記述してください。)

### 1. 事業戦略・事業計画

#### (1) 産業構造変化に対する認識

(社会面) :

(経済面) :

(政策面) :

(技術面) :

(a) 市場機会

(b) 社会・顧客・国民等に与えるインパクト

(c) バイオものづくりによって到来する産業アーキテクチャ

(d) 当該変化に対する経営ビジョン

#### (2) 市場のセグメント・ターゲット

(a) セグメント分析

(b) ターゲットの概要

(b)-1 注力すべき市場セグメントの概要

需要家	主なプレイヤー	消費量(〇〇年)	課題	想定ニーズ
X業	A社、B社	●～●t	～～～	～～～

(b)-2 目標とする市場占有率及びその達成時期

#### (3) 提供価値・ビジネスモデル(及び標準化の取組等)

(a) 社会・顧客に対する提供価値

(b) ビジネスモデルの概要(製品、サービス、価値提供・収益化の方法)と研究開発計画の関係性

(c) サプライチェーン上の立ち位置及び波及効果

(d) 標準化の取組等

(d)-1 戦略的な標準の活用・ルール形成等の取組方針・考え方

(d)-2 国内外の動向・自社の取組状況

(d)-3 本事業期間におけるオープン戦略(標準化・ライセンス等)及びクローズ戦略(知財・ノウハウ管理等)の具体的な取組内容

(4) 経営資源・ポジショニング

(a) 社会・顧客に対する提供価値

(a) -1 ターゲットに対する提供価値

(a) -2 自社の強み

(a) -3 自社の弱み及びその対応

(b) 競合他社に対する優位性

		技術	顧客基盤	サプライチェーン	その他経営資源
自社	現在				
	将来				
競合A社					
競合B社					

(5) 事業計画の全体像(研究開発、事業化、及び投資回収(費用対効果)の想定)

(6) 資金計画

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	合計
事業全体の資金需要									
うち研究開発投資									
国費負担(委託)									
国費負担(助成)									
A: 自己資金									
B: 外部調達									
自己負担計(A+B)									

2. イノベーション推進体制

(1) 組織内の事業推進体制

(a) 組織内体制図

(b) 組織内の役割分担

●研究開発責任者と担当部署

●部門間の連携方法

(2) 経営者等の事業への関与の方針

(a) 経営者等による具体的な施策・活動方針

(b) 経営者等の評価・報酬への反映

(c) 事業の継続性確保の取組

(3) 経営戦略における事業の位置づけ

(a) 取締役会等コーポレート・ガバナンスとの関係

(b) ステークホルダーとの対話、情報開示

(c) 企業価値に関する指標との関連性

(4) 事業推進体制の確保

- (a) 経営資源の投入方針
- (b) 専門部署の設置と人材育成

3. 想定されるリスク要因と対処方針

- (a) 研究開発（技術）におけるリスクと対応
- (b) 社会実装（経済社会）におけるリスクと対応
- (c) その他（自然災害等）のリスクと対応
- (d) 事業中止の判断基準

助成先名					
主任研究者	氏名	フリガナ	所属・役職		
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職		
事業 担当窓口					
	氏名	フリガナ	所属・役職	電話	FAX
検査・支払 担当窓口					
	氏名	フリガナ	所属・役職	電話	FAX
研究実施場所①					
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
業務実施者	氏名	フリガナ	所属・役職		主な担当事業内容
研究実施場所②					
主任研究者	氏名	フリガナ	所属・役職		
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
業務実施者	氏名	フリガナ	所属・役職		主な担当事業内容
研究分担先名/ 分室名					
主任研究者	氏名	フリガナ	所属・役職		
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職		
研究実施場所					
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
業務実施者	氏名	フリガナ	所属・役職		主な担当事業内容

委託先名					
業務管理者	氏名	フリガナ	所属・役職		
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職		
事業 担当窓口					
	氏名	所属・役職	電話	FAX	E-mail
契約・検査・支払 担当窓口					
	氏名	所属・役職	電話	FAX	E-mail
研究実施場所					
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
業務実施者	氏名	フリガナ	所属・役職		主な担当事業内容

委託先名					
業務管理者	氏名	フリガナ	所属・役職		
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職		
事業 担当窓口					
	氏名	所属・役職	電話	FAX	E-mail
契約・検査・支払 担当窓口					
	氏名	所属・役職	電話	FAX	E-mail
研究実施場所					
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
業務実施者	氏名	フリガナ	所属・役職		主な担当事業内容

## (4) 委員会等における外部からの指導又は協力者

ア. ×××委員会における登録委員

氏名	所属	役職

## イ. 有識者からの指導・助言等

氏名	所属	役職	指導・助言等の内容



## 全期間総括表

## (1) 全期間総括表

助成事業の名称:.....技術開発

(単位:円)

助成先名	委託先名・共同研究先名	事業期間全体	N1年度	N2年度	N3年度
1. ●●●●株式会社		0	0	0	0
うち委託	株式会社□□	(0)	(0)	(0)	(0)
うち委託	株式会社◇◇	(0)	(0)	(0)	(0)
うち共同研究	学校法人▽▽大学	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 株式会社★★★		0	0	0	0
うち委託	株式会社○○○○	(0)	(0)	(0)	(0)
うち委託	株式会社××	(0)	(0)	(0)	(0)
うち共同研究	学校法人△△△大学	(0)	(0)	(0)	(0)
合計(1. +2.)		0	0	0	0
*助成金の額		0	0	0	0

&lt;\*補助率 ○/○&gt;

## 【研究分担先、分室がある場合の記載例】

3. ◆◆◆◆技術研究組合(全体)		0	0	0	0
(1) ◆◆◆◆技術研究組合		0	0	0	0
(2) 分担先:株式会社.....		0	0	0	0
4. 財団法人▲▲▲(全体)		0	0	0	0
(1) 財団法人▲▲▲		0	0	0	0
(2) 分室:.....株式会社		0	0	0	0

※機関、年度毎に「助成対象費用」を記入してください。

## 助成先総括表

(2) 助成先、研究分担先、分室総括表

助成事業の名称:.....技術開発

●●●●株式会社

(単位:円)

項目	事業期間全体	N1年度	N2年度	N3年度
I. 機械装置等費	0	0	0	0
1. 土木・建築工事費	0			
2. 機械装置等製作・購入費	0			
3. 保守・改造修理費	0			
II. 労務費	0	0	0	0
1. 研究員費	0			
2. 補助員費	0			
III. その他経費	0	0	0	0
1. 消耗品費	0			
2. 旅費	0			
3. 外注費	0			
4. 諸経費	0			
IV. 委託費・共同研究費	0	0	0	0
1. 委託費・共同研究費	0			
2. 学術機関等に対する共同研究費	0			
合計(I + II + III + IV)	0	0	0	0
*助成金の額	0	0	0	0

&lt;\*補助率 ○/○&gt;

※項目毎に「助成対象費用」を記入してください。

※IV. 委託費・共同研究費の助成先がNEDOへ計上する助成対象費用は、消費税抜き額になります。

## 委託先／共同研究先総括表

(3) 委託先、共同研究先総括表

助成事業の名称:.....技術開発

株式会社□□

(単位:円)

項目	事業期間全体	N1年度	N2年度	N3年度
I. 機械装置等費	0	0	0	0
1. 土木・建築工事費	0			
2. 機械装置等製作・購入費	0			
3. 保守・改造修理費	0			
II. 労務費	0	0	0	0
1. 研究員費	0			
2. 補助員費	0			
III. その他経費	0	0	0	0
1. 消耗品費	0			
2. 旅費	0			
3. 外注費	0			
4. 諸経費	0			
小計(I + II + III)	0	0	0	0
IV. 間接経費	0			
合計(I + II + III + IV)	0	0	0	0
消費税及び地方消費税	0			
総計	0	0	0	0

&lt;補助率 ○/○&gt;

※学術機関等に対する委託費・共同研究費の場合は「間接経費」が積算可能です。

※助成先がNEDOへ計上する助成対象費用は、消費税抜き額になります。(ただし、委託契約は消費税の課税取引となりますので、助成先と委託先の関係では「総計」にて契約します。)

項目別明細表 (助成先用)

(4) ●●●●株式会社 項目別明細表(20 年度)

積算基礎(円)		助成事業に要する経費	助成対象費用	助成金の額(円)
<b>I. 機械装置等費</b>				
1. 土木・建築工事費	〇〇土木・建築工事費 @ 円 × H =	0	0	0
		0	0	0
2. 機械装置等製作・購入費	〇〇製作設計費 @ 円 × H =	0	0	0
	〇〇製作加工費 @ 円 × H =	0	0	0
	〇〇試験装置 一式 =			0
	〇〇評価装置 一式 =			0
	〇〇作成装置 一式 =			0
3. 保守・改造修理費	〇〇装置改造費 一式 =	0	0	0
	〇〇装置保守費 一式 =			0
<b>II. 労務費</b>				
1. 研究員費	@ 円 × H =	0	0	0
	@ 円 × H =	0	0	0
2. 補助員費	@ 円 × 日 =	0	0	0
<b>III. その他経費</b>				
1. 消耗品費	〇〇薬品 一式 =	0	0	0
	〇〇実験器具 一式 =			0
2. 旅費		0	0	0
(1)研究員旅費	国内旅費一式 =			0
	海外旅費一式 =			0
(2)有識者(専門家)旅費	海外旅費一式 =			0
3. 外注費		0	0	0
	〇〇ソフト開発外注 =			0
4. 諸経費		0	0	0
(1)機械リース料	@ 円 × ヶ月 =	0	0	0
(2)委員会費	委員謝金一式 =			0
	委員旅費一式 =			0
<b>IV. 委託費・共同研究費</b>				
1. 委託費・共同研究費				
	株式会社□□ =			
2. 学術機関等に対する共同研究費				
	学校法人▽▽大学 =			
<b>合計(I + II + III + IV)</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

<補助率 2/3>

※助成先がNEDOへ計上する助成対象費用は、消費税抜き額になります。

※助成金の額は、I～IV1. 委託費・共同研究費の合計に補助率を乗じ、千円未満を切り捨てた金額に、IV2. 学術機関等に対する共同研究費を加算した額を記載してください。

## 項目別明細表 (委託・共同研究先用)

(4) 株式会社□□ 項目別明細表(20 年度)

積算基礎(円)		助成事業に要する経費	助成対象費用	助成金の額(円)
<b>I. 機械装置等費</b>		0	0	0
1. 土木・建築工事費	○土木・建築工事費 @ 円 × H =	0	0	0
2. 機械装置等製作・購入費	○製作設計費 @ 円 × H =	0	0	0
	○製作加工費 @ 円 × H =	0	0	0
	○試験装置 一式 =	0	0	0
	○評価装置 一式 =	0	0	0
	○作成装置 一式 =	0	0	0
3. 保守・改造修理費	○装置改造費 一式 =	0	0	0
	○装置保守費 一式 =	0	0	0
<b>II. 労務費</b>		0	0	0
1. 研究員費	@ 円 × H =	0	0	0
	@ 円 × H =	0	0	0
2. 補助員費	@ 円 × 日 =	0	0	0
<b>III. その他経費</b>		0	0	0
1. 消耗品費	○薬品 一式 =	0	0	0
	○実験器具 一式 =	0	0	0
2. 旅費		0	0	0
(1) 研究員旅費	国内旅費一式 =	0	0	0
	海外旅費一式 =	0	0	0
(2) 有識者(専門家)旅費	海外旅費一式 =	0	0	0
3. 外注費	○ソフト開発外注 =	0	0	0
4. 諸経費		0	0	0
(1) 機械リース料	委員謝金 一式 @ 円 × ヶ月 =	0	0	0
(2) 委員会費	委員旅費 一式 =	0	0	0
	委員謝金 一式 =	0	0	0
<b>IV. 間接経費 (I+II+III)×0%</b>		0	0	0
合計A(I+II+III+IV)		0	0	0
消費税及び地方消費税 合計A×10%		0	0	0
合計B(A+消費税及び地方消費税)		0	0	0

&lt;補助率 2/3&gt;

※学術機関等に対する委託費・共同研究費の場合は「間接経費」が積算可能です。

※助成先がNEDOへ計上する助成対象費用は、消費税抜き額になります。(ただし、委託契約は消費税の課税取引となりますので、助成先と委託先の関係では合計Bにて契約します。)

※「助成金の額」には、様式第1に記述の補助率に従い、「助成対象費用の合計A」に補助率を乗じて千円未満を切り捨てた金額を記入してください。ただし、学術機関等に対する共同研究費の場合は、「助成金の額」に「助成対象費用の合計A」と同額の金額を記入してください。

(様式第2)

番 号  
年 月 日

申請者の名称及び

代表者氏名 あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 名

交付決定通知書

年 月 日付で申請がありましたバイオものづくり革命推進事業費助成金  
については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知し  
ます。

記

1 助成金の対象となる事業及び内容

年 月 日付第 号をもって申請があったとおりとする。

2 助成事業の名称

(大項目)

(中項目)

(小項目)

3 助成事業期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 交付決定額

助成事業に要する費用の額 金 円

助成対象費用の額 金 円

助成金の額 金 円

補助率

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

	助成事業に要す る費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金 (円)
年度			
年度			
年度			

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、  
助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによる  
ものとする。

- 5 助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びに助成金の額は、別表のとおりとする。
- 6 助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。
- 7 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

  - （1） 交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。
  - （2） 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
  - （3） 相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
  - （4） 機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。
  - （5） 助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。
- 8 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。
- 9 なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。

(別表)

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

助成事業者の名称及び住所				
助成事業の名称				
助成金の額	金 円			
費 目	助成事業に 要する費用 (円)	助成対象 費用 (円)	助成金の額 (円)	備 考
年度限度額 I 機械装置等費 II 労務費 III その他経費 IV 委託・共同研究費 1. 委託・共同研究費 2. 学術機関等				
年度限度額 I 機械装置等費 II 労務費 III その他経費 IV 委託・共同研究費 1. 委託・共同研究費 2. 学術機関等				
年度限度額 I 機械装置等費 II 労務費 III その他経費 IV 委託・共同研究費 1. 委託・共同研究費 2. 学術機関等				
合 計				



(別紙)

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- (2) 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の5を超えて流用するときは、届け出ること。
- (3) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- (4) 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
- (5) 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。
- (6) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくべきこと。
- (7) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (8) 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- (9) 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- (10) 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち合わせるときは、これに応ずべきこと。
- (11) 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
- (12) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実施状況及び実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
- (13) 助成事業者は、機構が交付規程第19条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- (14) 助成事業者は、交付規程第19条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受け

たときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、交付規程第 18 条第 1 項第九号及び十号の規定による場合はこの限りではない。

- (15) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- (16) 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後 5 年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第 5 による届出書を機構に提出すべきこと。
- (17) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第 16 条第 1 項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (18) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (19) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、様式第 6 による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- (20) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 20 による当該助成事業に係る事業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
- (21) 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公表する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。
- (22) 助成事業者は、交付規程第 7 条第 1 項のとおり機構へ提出した交付申請書の添付資料 2 の事業戦略ビジョン（以下「戦略ビジョン」という。）に基づく経営のコミットメントを示すため、研究開発計画で定められた項目について、取組み状況（取り組んでいない場合は、その理由を含む。）を記入したマネジメントシートを機構に提出することとし、機構はこれを受けて企業秘密を除き公開するものとする。また、助成事業者の経営層は、毎会計年度、経済産業省 産業構造審議会商務流通情報分科会 バイオ小委員会の下に設置されるバイオものづくり革命推進ワーキンググループ（以下「WG」という。）へ出席し、研究開発計画で定められた項目のほか、事業推進体制における工夫や、助成事業の取組み状況、今後の展望等を説明すること。
- (23) 助成事業者は、機構が設置する社会実装・技術推進委員会（以下「委員会」という。）による取組状況の確認・助言又は継続・中止に係る審査（以下「委員会による取組状況の確認等」という。）を受けること。また、WGによる取組状況の確認・外部環境

等を踏まえた改善点の指摘（以下「WGによる取組状況の確認等」という。）及び委員会による取組状況の確認等による結果に基づく機構の指示に従うこと。

- (24) 助成事業者は、助成事業年度の終了後5年間、経済産業省が実施する事後評価、機構が実施する追跡調査・評価、産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、経済産業省が必要であると認めるときは、事後評価を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）
- (25) 助成事業者は、労務費の算定に当たっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。
- (26) 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第6、様式第7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第9を除く。
- (27) 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。
- (28) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。
- (29) 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。
- (30) 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定）に基づき調査を行うこと。）
- (31) 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。
- (32) 助成事業者は、交付規程第8条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (33) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。
- (34) 助成事業者は、機構が助成事業の実施にあたり知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省に対して提供することに同意すること。
- (35) 助成事業者は、助成事業を実施した結果得られた成果を助成事業者のホームページ等を通じて国民に対して分かりやすい形で公開することで、助成事業の成果の意義や目標を情報発信し、社会全体の改革を促すメッセージを不断に発信すること。

- (36) 助成事業者は、助成事業の実施に要する経費を適切に使用するために、交付規程第7条に規定する交付申請書に定められた経理責任者（以下、単に「経理責任者」という。）に交付規程別記2に掲げる誓約事項（以下「誓約事項」という。）を遵守させること。経理責任者が誓約事項に違反した場合には、助成事業者が一切の責任を負うものとする。
- (37) 助成事業者は、助成事業期間中に研究開発に伴って副次的に発生した生産物等（以下、「副生物」という。）による収入が見込まれる場合は、速やかに機構に申出なければならない。申出を受けたときは、機構はその副生物の処分の方法等について、指示をするものとする。

(様式第3)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金に係る事故報告書  
(・・・助成事業名・・・)

上記の件について、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第9条第1項第七号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の現在の進捗状況
- 3 事故の原因及び内容
- 4 事故に係る金額
- 5 事故に対してとった措置
- 6 今後の助成事業の遂行及び完了の予定

(注)

助成事業の現在の進捗状況には、当初の計画との差異についても記載すること。

事業番号：

(様式第4)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金に係る実績報告書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第9条第1項第九号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
  
- 2 助成金の交付決定年月日、番号及び交付決定額
  - (1) 交付決定年月日 年 月 日
  - (2) 番 号 第 号
  - (3) 交付決定額 円
  - (4) 助成事業期間 年 月 日から 年 月 日
  
- 3 助成事業結果報告書 (別紙1)
  
- 4 収支報告書 (別紙2)
  
- 5 経費発生調書 (別紙3)
  
- 6 月別項目別明細表 (別紙4)

(注)

様式第14の「取得財産等管理明細表」を添付すること。

事業番号：

(別紙1)

助成事業結果報告書

1 研究開発の担当者及び実施場所

(1) 研究開発担当者

(2) 実施場所

2 報告対象期間

年 月 日から 年 月 日

3 研究開発の日程

4 研究開発の実績

5 研究開発の期間中に特許又は実用新案の登録の出願をしているときはその状況

6 研究開発の成果

7 研究開発の成果の事業化及び輸出の見通し

## 収支報告書

(単位：円)

区分		予算額	決算額	備考
支出	助成事業に要する経費			
収入	I. 自己資金			
	II. 借入金			
	III. その他の収入			
	(小計)			
	IV. 助成金交付申請額			
	合計			



バイオものづくり革命推進事業費助成事業  
【半年度交付決定・複数年度交付決定】

経費発生調査 中間検査

事業番号: ○○○○○○○○○-○  
 NEDO項目番号: ○○○○○○○○○-○  
 助成事業名称: \_\_\_\_\_  
 業種・中核研究分野: \_\_\_\_\_  
 交付決定日: 年 月 日 ~ 年 月 日  
 実施期間: 年 月 日 ~ 年 月 日  
 業務完了日: 年 月 日  
 補助率: 1/2

費目	交付決定額		第1四半期実績	第2四半期実績	第3四半期実績	第4四半期実績	明年度までに使用		修正累計額	当年度限度額と発生累計額の差(注)	累計する増減の額(a)	流用後の合計額(d) (=g+h)	当年度助成対象費用の合計額(c) b)の6割以下
	助成対象費用	当年度限度額					□月実績	□月実績					
I. 機械装置等費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 土木・建築工事費													
2. 機械装置等製作・購入費													
3. 保守・改造修理費													
II. 労務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 研究員費													
2. 補助員費													
III. その他経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 消耗品費													
2. 旅費													
3. 外注費													
4. 雑経費													
小計 A (= I + II + III)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV-1. 委託費・共同研究費													
IV-2. 学術機関等共同研究費													
総計 B (= A + IV)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計Bの内、助成金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

課番号	課名	【中間検査・産定検査の実施状況】												交付決定額一覧		
		検査年月日	計上期間											助成対象費用	助成金額	
①		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
②		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
③		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
④		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑤		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑥		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑦		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑧		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑨		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑩		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑪		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑫		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑬		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑭		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑮		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑯		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑰		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑱		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
⑳		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	20□□年度	
合計															0	0

注意: 自動計算部分(赤文字)に関して、修正する場合は、PJ担当までご連絡ください。

件 名: \_\_\_\_\_

委託・共同研究項目: \_\_\_\_\_

助成先等名称: \_\_\_\_\_

対象項目名: \_\_\_\_\_

No.	品 名 等	契約先名称	法人番号 (赤字は入力ミス)	検収日	支払日	経費発生額	
						消費税抜額	消費税込額
	4月計					0	0
	5月計					0	0
	6月計					0	0
	第1四半期計					0	0
	7月計					0	0
	8月計					0	0
	9月計					0	0
	第2四半期計					0	0
	10月計					0	0
	11月計					0	0
	12月計					0	0
	第3四半期計					0	0
	1月計					0	0
	2月計					0	0
	3月計					0	0
	第4四半期計					0	0
	合計					0	0

(様式第5)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金に係る成果発表及び産業財産権等届出書  
(・・・助成事業名・・・)

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けたバイオものづくり革命推進事業費助成金に係る助成事業に関して、下記のとおり学術誌等で発表、又は産業財産権等の出願若しくは取得(譲渡、実施権の設定)をしたので、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第9条第1項第十六号の規定に基づき届け出ます。

### 記

#### 1 助成事業の名称

#### 2 研究発表・講演(口頭発表も含む)

(例)

発表者	所属	タイトル	学会名・イベント名等	発表年月

#### 3 論文

(例)

発表者	所属	タイトル	発表誌名	ページ番号	発表年月

#### 4 特許等

(例)

出願者	出願番号	国内・外国・PCT	出願日	状態	名称

#### 5 受賞実績

(例)

発表者	所属	タイトル	雑誌名・学会名・イベント名等	発表年月

6 その他特記事項

(1) 成果普及の努力 (プレス発表等)

(例)

発表者	所属	タイトル	雑誌名・学会名・イベント名等	発表年月

(2) その他

事業番号：

(様式第6)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金交付申請取下げ届出書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けたバイオものづくり革命推進事業費助成金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることにしたので、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第9条第1項第十九号の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付申請の取下げ理由
- 3 取下げられた交付の申請に係る助成対象費用及び助成金の額
  - (1) 助成対象費用
  - (2) 助成金の額

(様式第7)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成事業計画変更承認申請書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けたバイオもの  
づくり革命推進事業費助成事業を下記のとおり変更したいので、バイオものづくり革命推  
進事業費助成金交付規程第11条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 計画変更が助成事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の費用の配分（新旧対比のこと。）
- 6 同上の算出根拠

(注)

- 1 計画変更の内容は、何をどのように変更するのか、できるだけ詳細に記入すること。
- 2 計画変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。
- 3 中止又は廃止に当たっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
- 4 助成事業の全部又は一部の中止に当たっては、その後の措置について記載すること。

事業番号：

(様式第8)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成事業計画変更届出書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けたバイオもの  
づくり革命推進事業費助成事業を下記のとおり変更したいので、バイオものづくり革命推  
進事業費助成金交付規程第11条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 計画変更が助成事業に及ぼす影響
- 5 変更期日

(注)

- 1 計画変更の内容は、何をどのように変更するのか、できるだけ詳細に記入すること。
- 2 計画変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。

事業番号：

(様式第 9-1)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成事業承継承認申請書  
(・・・助成事業名・・・)

年 月 日付けをもって、よりバイオものづくり革命  
推進事業費助成事業に係る地位を承継し、助成事業を継続して実施したいので、バイオもの  
づくり革命推進事業費助成金交付規程第 12 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり承認を申  
請します。

記

- 1 旧助成事業者の名称
- 2 助成事業の地位の承継理由
- 3 助成事業の名称
- 4 助成事業の内容
- 5 交付決定通知書の日付け及び番号  
年 月 日 第 号
- 6 交付決定通知書に記載された助成金の額  
円
- 7 既に交付を受けている助成金の額  
円

事業番号：



(様式第 9-2)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成事業承継承認申請書  
(・・・助成事業名・・・)

年 月 日付けをもって、バイオものづくり革命推進事業費助成事業に係る  
弊社の一切の権利義務を下記の理由により、 へ承継したく、バイオものづく  
り革命推進事業費助成金交付規程第 12 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり承認を申請し  
ます。

記

- 1 助成事業の地位の承継理由
- 2 助成事業の名称
- 3 助成事業の内容
- 4 交付決定通知書の日付け及び番号  
年 月 日 第 号
- 5 交付決定通知書に記載された助成金の額  
円
- 6 既に交付を受けている助成金の額  
円

事業番号 :

(様式第10)

年 月 日

申請者の名称及び

代表者等名

あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 名

確 定 通 知 書

確定検査の結果、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成事業の名称

(大項目)

(中項目)

(小項目)

2 検査日

年 月 日

3 交付決定額

助成対象費用の額 金

円

助成金の額 金

円

4 確定額

助成対象費用の額 金

円

助成金の額 金

円

5 確定減額

金

円

事業番号：

(様式第11-1)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

住 所 ○○○○○○○○ ○丁目○番○号  
名 称 ○○○○○○○○  
代表者等名 (役職等)○○○○ (氏名)○○ ○○

バイオものづくり革命推進事業費助成金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けたバイオものづくり革命推進  
事業費助成金について、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第14条第2項の  
規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1. 助成事業の名称

(大項目) \_\_\_\_\_  
(中項目) \_\_\_\_\_  
(小項目) \_\_\_\_\_

2. 概算払請求金額

\_\_\_\_\_ 円

3. 請求金額の内訳

別紙のとおり

「振込先銀行口座」(登録済み)

銀行名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

事業番号: \_\_\_\_\_

(別紙)

○請求金額の内訳 (太枠内に必要金額を記入してください。)

●今回請求額の合計(D+E)

	0円
--	----

●当年度分の概算払

○○年度 助成対象費用の額				(単位:円)
<b>助成金の額 補助率( ) A</b>	※前年度分の過大額 B	当年度分の既受領額 C	今回請求額 D	限度額に対する 請求割合 [(B+C+D)/A]*100
				#DIV/0!

※前年度の既受領額が前年度の概算払上限額(年度限度額)に対して過大であった場合は、B欄に前年度過大分の金額を計上して下さい。

●前年度分の概算払

今回請求額 (※前年度分の不足額) E	
	円 ←【不足額を請求する場合のみ記入】

※前年度の既受領額が前年度の概算払上限額(年度限度額)に対して不足であった場合は、E欄に前年度不足分の金額を今回請求額として計上して下さい。

【記入上の注意】

- ①着色されてる欄は自動計算されるので、入力しないで下さい。
- ②「助成対象費用の額」の欄には、単年度であればその額を、複数年度交付決定であれば当該年度限度額を計上して下さい。なお、助成対象費用の額又は限度額の変更を行っている場合は、直近の額を計上して下さい。
- ③「助成金の額A」の欄には、助成対象費用の額に補助率を乗じて算出された助成金の額を計上して下さい。また、補助率( )内には、%又は分数を表記して下さい。
- ④「前年度分の過大額B」欄には、前年度の既受領額が前年度の概算払上限額(年度限度額)に対して過大であった場合に計上して下さい。
- ⑤「当年度分の既受領額C」欄には、これまでに支払請求し、受領した総額を計上して下さい。(複数年度契約であれば当該年度分のみ計上して下さい。)
- ⑥「今回請求額D」欄は、B欄とC欄との合計が上限割合を超えることはできません。(上限割合を超えて請求する必要がある場合は、当機構担当部と協議が必要です。)
- ⑦「今回請求額(前年度分の不足額)E」欄は、前年度不足分(前年度概算払上限額(年度限度額)－前年度既受領額)の金額を請求する場合のみ請求金額を計上して下さい。

振込指定口座番号登録申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者等名

当該契約に係る振込口座の（新規登録／変更）を下記のとおり申請します。

記

1. 助成事業の名称

(大項目) \_\_\_\_\_  
(中項目) \_\_\_\_\_  
(小項目) \_\_\_\_\_

事業番号：□□□□□□□□-□

2. 支払いに係る連絡先

郵便番号及び住所 \_\_\_\_\_  
部課名及び担当者 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

振込指定口座 (新規／変更後)	銀行名	_____
	支店名	_____
	預金種別	_____
	口座名義	_____
	口座名義フリガナ	_____
	口座番号	_____

(様式第12)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金精算払請求書  
(・・・助成事業名・・・)

上記の件について、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第14条第2項の規定に基づき精算払を下記のとおり請求します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 精算払請求金額

金 円也

内訳

助成金の確定額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也

- 3 振込先

銀行 支店 預金  
口座番号 番  
名義人

事業番号：

(様式第13)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金に係る財産処分による収入金報告書  
(・・・助成事業名・・・)

上記助成金に係る財産処分により収入金がありましたので、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額及び年月日
- 3 助成対象費用の合計額
- 4 既に収入金又は収益金として納付した金額及び年月日
- 5 収入金の合計額
- 6 処分した財産及び収入金の内訳

財産等の名称	数量	取得単価	取得価額	取得年月日	処分年月日	残存簿価	処分による収入金	処分の方式
合 計								

- 7 納付すべき金額及び年月日
- 8 納付すべき金額の算出基礎

事業番号：

(様式第14)

取得財産等管理明細表

(助成事業の名称 )

区分財産名	財産名(規格)	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

(注)

- 1 対象となる取得財産等は、取得価額又は効用の増加価額が単価 50 万円（税抜）以上の財産とする。（組み合わせて使用し、総額が 50 万円以上となる取得財産も含む）
- 2 財産の区分は、(イ)機械装置、測定装置、工具器具備品等、(ロ)無形資産（ソフトウェア等）、(ハ)書籍、資料、(ニ)無体財産権（産業財産権等）、(ホ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して差し支えない。単価が異なる場合は分別して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 金額、取得年月日、耐用年数等に関して、助成事業者の固定資産台帳等との整合を確認すること。

事業番号：



(様式第15)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金に係る財産処分承認申請書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、下記のとおり取得財産等を処分したいので、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第16条第3項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価額及び残存簿価相当額等
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

事業番号：

(様式第16)

番 号  
年 月 日

申請者の名称及び

代表者等名

あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 名

バイオものづくり革命推進事業費助成金交付決定の中止（廃止）承認通知書  
（・・・助成事業名・・・）

年 月 日付け第 号をもって に対し上記助成金の交  
付の決定を行いました。年 月 日付け第 号による承認申請書を審  
査した結果、その交付の決定の全部（一部）の中止（廃止）を承認しますので、バイオもの  
づくり革命推進事業費助成金交付規程第17条第2項の規定に基づき下記のとおり通知しま  
す。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付決定を中止（廃止）した助成事業者に対する交付決定額
- 3 交付決定の中止（廃止）に伴う金額及び年月日
- 4 交付決定の中止（廃止）を承認した理由
- 5 助成金の既支払額

事業番号：

(様式第 17)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金返還報告書 (取消に係るもの)  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け第 号をもって通知を受けた に対する上記助成金の交付決定の取消に伴い、当該取消に係る部分の助成金を返還したいので、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第 19 条第 4 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付決定の取消の年月日
- 3 既に交付を受けている助成金の額
- 4 返還すべき金額及び年月日
- 5 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金
- 6 加算金の算出基礎
- 7 延滞金の算出基礎
- 8 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金

事業番号：

(様式第18)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金返還報告書(確定に係るもの)  
(・・・助成事業名・・・)

助成金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている助成金のうち当該確定額を超える部分について返還したいので、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第19条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額及び年月日
- 3 既に交付を受けている助成金の額
- 4 返還すべき金額及び年月日
- 5 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金
- 6 延滞金の算出基礎
- 7 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金

事業番号：

(様式第 19)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

上記の件について、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第 20 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額
- 3 助成金の交付の決定時における消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額(A) 円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額(B) 円
- 5 助成金の返還相当額 (B - A) 円

(注) 別紙として精算の内訳を添付すること。

事業番号：

(様式第20)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金に係る事業化状況報告書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の助成事業に関し、 年度に収益がありましたので、 年度事業化状況について、バイオものづくり革命推進事業費交付規程第24条の規定に基づき下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 事業化実績報告

助成事業名	助成事業に係る本年度収益額 (A)	控除額 (B)	助成金確定額 (C)	助成事業に係る支出額 (D)	基準納付額 (A-B) ×C/D	前年度までの助成事業に係る機構への累積納付額 (E)	本年度納付額 (A-B) ×C/D -E	備考

#### 2 事業化状況報告 (別紙)

(注)

- 1 「助成事業に係る本年度収益額」とは、助成事業に係る製品・部品等における営業損益等(売上高－製造原価－販売管理費等)の各年度の累計をいう。製品・サービス等に対する助成事業の寄与が一部である場合は、公正妥当な寄与率を収益に乗じた額を用いる。例えば、寄与率には当該収益を得るために要した投資総額(当該製品・サービス等の生産・実現に寄与した産業財産権やノウハウ等を生み出すために当該時点までに要した開発等経費を含む)に当該助成事業に要した経費総額が占める割合を用いる。販売管理費等には、必要に応じ、助成事業に係る借入金の利息等金融費用を含むことができる(当該助成金に係る分として厳格に区分経理できる場合に限る)

- 2 「控除額」とは、助成対象経費をいう。
- 3 「助成事業に係る支出額」とは、助成事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計をいう。
- 4 「基準納付額」とは、助成事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に、「助成金確定額」を乗じ、「助成事業に係る支出額」で除した額をいう。
- 5 「前年度までの助成事業に係る機構への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 6 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計が助成金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額になる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が助成金確定額を超える場合には、助成金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額になる。
- 7 助成事業が複数年度に渡る場合は、助成対象経費、助成金確定額、助成事業に要した経費は、各年度の累計とする。
- 8 その他、助成事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

(別紙)

## 事業化状況報告

1 助成事業名

2 助成期間

3 事業化の状況

4 発売時期及び事業名（あるいは製品名）と販売価格、販売数量

発 売 時 期	事業名（あるいは製品名）	販 売 価 格	販 売 数	販 売 期 間

5 事業化で収益をあげるまでの課題と解決のための日程



(様式第 2 1)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名

バイオものづくり革命推進事業費助成金に係る納付免除申請書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の助成事業に関し、バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第25条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 自社について ( 年 月 日現在)

企業名	
本社所在地	
代表者氏名	
主たる事業として営んでいる業種	
資本金	
従業員数	
確定(申告)済の直近過去3年分の各事業年度の課税所得の年平均額	

2. 親会社について ( 年 月 日現在)

親会社の有無(いずれかに○)	有 ・ 無
親会社の出資比率(親会社が大企業の場合)	%
企業名	
代表者氏名	
主たる事業として営んでいる業種	
資本金	
従業員数	

3. 納付免除希望額について

年度 円

上記の記載内容について、事実と相違ないことを確約いたします。

事業番号:

#### 参考資料

- ・ バイオものづくり革命推進事業 研究開発計画

<https://www.nedo.go.jp/content/100959177.pdf>

- ・ バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程

<https://www.nedo.go.jp/content/100960566.pdf>

- ・ 補助・助成事業の手引き:交付規程・様式

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

- ・ 「バイオものづくり革命推進事業」に係る公募要領  
(2023年3月公募)

<https://www.nedo.go.jp/content/100959179.pdf>